官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府七五）　一
〔省　令〕
○放送法施行規則等の一部を改正する省令（総務八三）　八
○必要的配信の品質に関する技術基準を定める省令（同八四）　一七
〔その他告示〕
○海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の規定に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域を指定した件（経済産業・国土交通四、五）　一六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二〇
特殊法人等
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構令和六事業年度財務諸表、独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効関係　四四
地方公共団体
行旅死亡人、特定空家等の除却命令関係　五〇
会社その他
会社決算公告　六四

府令

○内閣府令第七十五号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年八月二十二日

内閣総理大臣　石破　茂